

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人交通事故紛争処理センター（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長、常勤理事及び監事の報酬は年額とし、理事長を除く非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額の報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に定める退職慰労金を支給することができる。
- 4 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定款第13条に定める金額の範囲内で、定額の報酬等を支給することができる。
- 5 役員及び評議員は、前各項の規定にかかわらず、報酬等の受取を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長及び常勤理事の報酬年額は、別表1に定める金額の範囲内で、評議員会で定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等は、別表 2 に定める定額とする。
- 3 監事の報酬年額は、別表 1 に定める金額の範囲内で、評議員会で定めるものとする。
- 4 各評議員に対する報酬等は、定款第 13 条に定める金額の範囲内において、別表 3 に定める定額とする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

- 第 5 条 理事長、常勤理事及び監事に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。年間報酬額を定める場合には、年額を 12 で除した額を月額報酬として支給する。
- 2 常勤理事の月額報酬の支給日、支給方法及び支給に関する詳細は、職員を対象とする就業規則及び給与規程に準ずる。
 - 3 非常勤役員及び評議員の報酬等は、当月分を翌月 15 日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
 - 4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は現金通貨をもって本人に支給することができる。
 - 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(退職慰労金)

- 第 6 条 退職慰労金は、勤続期間 1 年以上の常勤理事が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その法定相続人）に支給する。ただし、定款第 28 条第 1 号の規定により解任された場合は、当該常勤理事には退職慰労金を支給しない。
- 2 常勤理事に対する退職慰労金の支給額は、勤続期間中の平均月額報酬の額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に勤続月数を乗じて得た額とし、これに 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。業績勘案率は、理事会の承認を得て理事長が決定する。

(費用)

- 第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算及び支給の方法は、職員を対象とする給与規程に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める旅費規程に基づき支給することができる。

(公表)

- 第 8 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日登記)

別表 1 報酬年額

役 職	報酬年額 (上限)
理 事 長 (代表理事)	300 万円以内
常勤理事 (常務理事)	960 万円以内
監 事	160 万円以内

別表 2 非常勤役員 (理事長を除く) の報酬等

項 目	支給金額
理事会出席及びその他の職務執行の対価	1 日当たり一人一律 3 万円

(注) 同一の日において複数の会議に出席した場合も 3 万円とする。

別表 3 評議員の報酬等

項 目	支給金額
評議員会出席及びその他の職務執行の対価	1 日当たり一人一律 3 万円

(注) 同一の日において複数の会議に出席した場合も 3 万円とする。